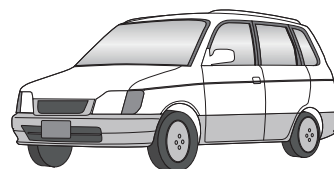


平成
27年度

区長さんが決まりました

地区名	氏名	電話
丸山	鹿子島 幹雄	723-6192
下郷	鈴木 宗治	722-0137
綾瀬東	福富 康雄	721-3369
綾瀬南	佐藤 義雄	723-1213
綾瀬北	石川 介也	722-1659
栄南	立林 文雄	722-7639
栄中央	高須 守	722-9347
栄北	清水 康弘	721-1600
志久	川田 進	721-1071
南本	田井 義司	721-7456
北本	鯨井 利男	721-5418
中央	永沼 時子	721-6415
小貝戸	柴崎 邦夫	721-3896
柴中荻	大島 清	721-0031
若榎	大貫 毅	723-2270
大針	齋藤 肇	721-1050
学園中央	郡 新一	723-8865
細田山	大塚 健二	722-2026
羽貫	高野 力	728-0430
小針新宿	大塚 洋明	728-0037
小針内宿	市川 弘也	728-0729
光ヶ丘	濱尾 貞善	728-7273

6月1日(月)は 自動車税の納期限



忘れずに納めましょう!

自動車税は金融機関やコンビニなどで納められます。さらにインターネットを通じて、ウェブサイト「Yahoo! 公益支払い」からクレジットカードで納付できるようになりました。

自動車税全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンターにご連絡ください。

なお、自動車税収入額の一部は「彩の国みどりの基金」に積み立て、県内のみどりの保全や創出などに活用されます。

☎ 自動車税は自動車税コールセンター
☎050-3786-1222へ
彩の国みどりの基金は県環境部みどり自然課☎830-3140へ

軽自動車税の納税通知書を5月1日 発送します

☎ 税務課町民税係内2152

対象

平成27年4月1日までに軽自動車等を登録された方で、納税通知書が届かない方は税務課までご連絡ください。

①次に掲げる軽自動車等(自動車税、軽自動車税を通じて1台に限りまず)

・ 障害者が所有する軽自動車等、その方が運転するもの

②構造上、障害者の利用にもつぱら供するための軽自動車等

障害者に対する 軽自動車税の減免

次の軽自動車等に係る軽自動車税については、期限までに申請することにより減免される場合があります。なお、申請期限を過ぎての申請はお受けできませんので、ご注意ください。

必要書類

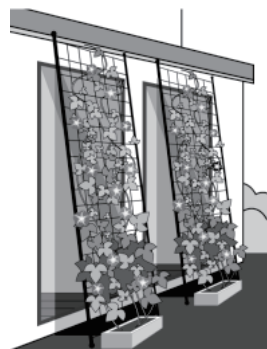
障害者手帳、運転者の運転免許証(コピー可)、納税通知書、印鑑

申請期限

6月1日(月)

緑のカーテン

広げてみませんか？



地球温暖化の影響は、私たちの生活や健康に深刻な影響を与えると考えられます。地球温暖化現象は、緑地減少、コンクリート面増加もおもな原因です。

そこで、限られたスペースで有効に緑を増やし、コンクリート面を減らすのに、縦に広がる「緑のカーテン」は優れた方法の一つです。

夏は、コンクリートでできたベランダや駐車場に直接日光が当たり、温度がなかなか下がりません。昼間の温度上昇で深夜でも家の中が暑くてたまらないことがあります。お部屋の中の布製のカーテンだけではなく、家の外で日差しを遮り、涼しくて楽しい、地球にも体にも優しい天然エアコンで暑い夏こそ快適に過ごしましょう。
早い時期から準備をすれば

夏には立派な緑のカーテンができあがりませぬ。

みなさんもぜひ、「緑のカーテン」を広げてみませんか？

省エネ効果

光を遮断する効果と、蒸気を発する効果により、室温を下げます。

美観向上

土地に制限がある町中でも、空間を有効に利用することができます。緑の多い町並みは、美観を向上します。

家庭菜園

家庭菜園としても、多くの収穫を楽しめます。きゅうり、インゲン、ゴーヤなどの食べられる植物を植えてみてはいかがでしょうかでしょう。ツル性植物には、健康によい野菜が多いそうです。

建物の保護

熱や紫外線によって建物の劣化を抑え、耐久性を向上させる効果があります。

2252 環境対策課環境対策係内

廃棄物の野外焼却は禁止されています

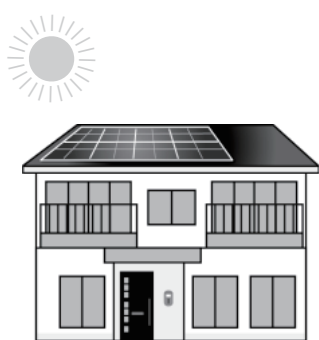
構造基準に適合していない家庭用のごみ焼却炉や事業所の小型焼却炉のほとんどは、燃焼温度が十分にあげられないなど、不完全燃焼を起こしやすいため、ダイオキシンを多く発生させてしまいます。基準に適合した焼却炉以外

は使用できません。庭先などで焼却炉を使わずにごみを燃やしたり、ドラム缶などを使って焼却することはできません。雑草や落ち葉、剪定した枝等の焼却についても、洗濯物や布団に臭いがついたり、ご近所トラブルの原因になることがありますので、家庭から出るごみは町のごみ収集をご利用ください。

ごみを減らす工夫を心がけて！

必要なものを必要なだけ買

住宅用太陽光発電システム設置費奨励金の受付



町では、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図るため、太陽光エネルギーを利用した個人住宅用の発電システムを（未使用）

設置する方に、奨励金を交付します。

受付期間 平成28年3月31日まで（予算の範囲を超えた場合は締め切る予定です。）

受付日を明確にするため、申請書類は必ず直接ご持参ください。書類に不備があると受付できない場合があります。対象 次の要件をすべて満たしていること

○町内に住所を有し、自己所有の既存専用住宅に自ら居住し、太陽光発電システムを設置する方（設備の増設

う、使い捨て商品は買わない、長く大切にものを使う、過剰な包装は控える、レジ袋はもらわないなど、ごみを作らないように心がけましょう。また、ごみを分別しリサイクルを徹底するなど、私たち一人ひとりが毎日の生活を見直していくことが大切です。そして、ごみ収集カレンダーに従ってごみを出しましょう。ごみを減らすためには、皆様のご協力が不可欠です。

2253 環境対策課内2252

は対象外です

○太陽光発電システムを設置する住宅の敷地や住宅に都市計画法および建築基準法の違反がないこと

○町税を滞納していないこと

○過去に実施した「伊奈町太陽光発電システム補助金」の交付を受けていないこと

○2.0kw以上10.0kw未満の住宅用設備であること

○平成27年4月1日以降に電力会社と電力需給契約を締結したものであること

補助内容 一台につき3万円分の伊奈町内共通お買い物券で支給

2252 環境対策課内2252